

## 田川市市民活動団体登録制度のお知らせ

田川市では、平成 29 年 1 月から市民活動団体の登録を開始し、市内で NPO・ボランティア活動をしている皆さんへの情報提供、市民の皆さんへの情報発信、マッチングなどに積極的に取り組んでいきます。ぜひ、ご登録ください。

### ★登録団体のメリット★

- 市ホームページに公表する情報を通じて団体の PR ができます。
- パンフレットラック等を利用して団体活動の PR ができます。
- 助成金情報や協働に関する事業など、活動に有益な情報を市が提供します。
- ボランティアセンター準備室の印刷機や大判プリンターの利用ができます。  
(有料・条件有)

登録するといいことあるの？

### ★要件の確認★

登録の際はご確認ください。

登録要件	田川市内を中心に活動する団体又は、福岡県から認証を受けている NPO 法人
	活動内容が広域的・公益的・自発的であること
	活動内容に公開性を持つ団体であること
	満 18 歳以上の構成員が 5 人以上（過半数が市民）であること
	宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利活動を目的としない団体であること
	暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと

※ ここでいう市民とは、市内に勤務又は在学する人も含みます。

### ★申請書と添付書類の作成★

**市民活動団体登録申請書**（様式第 1 号）及び以下の**添付書類**が必要です。  
(申請書は市ホームページでもダウンロードできます)

団体要件や添付書類を確認してね！

添付書類	定款又は規約・会則等
	活動内容を示す書類（平成 28 年度事業報告、平成 29 年度事業計画等）
	財政状況を示す書類（平成 29 年度予算書等）
	役員名簿（役職・氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日）
	その他市長が必要と認める書類



★登録決定通知及び登録事項の公表★

申請後、市で内容を確認し、その適否について、郵送（おおむね3週間）でお知らせします。  
なお、登録事項は、市ホームページなどで一般に公開します（非公開事項を除く）。

★登録事項の変更・登録の取消★

以下の事由があった場合は、速やかに各届出書を提出してください。

- 登録事項に変更があった場合⇒**市民活動団体登録変更申請書**（様式第3号）及び確認書類
- 登録を取り消したい場合⇒**市民活動団体登録取消届**（様式第5号）
- ※ 登録要件を満たさなくなった場合、市は登録を取り消します。

★その他★

- 2年ごとに、更新の手続が必要です。  
（平成29年度に登録した団体の登録期間は、平成31年6月末まで）
- この登録は、市が団体の活動を保障するものではありません。
- 詳しくは、田川市市民活動団体登録要綱をご覧ください。

★書類の提出★ **※事前に予約をお願いします。**

内容についての聞き取りをしますので、**説明のできる方が持参**してください。

受付時間 平日 9:00~16:30（12:00~13:00 及び年末年始を除く）

受付場所 田川市役所 安全安心まちづくり課（市役所3階）

★問い合わせ★

田川市役所 安全安心まちづくり課（市役所3階）

〒825-8501 田川市中央町1番1号

TEL：0947-85-7113

FAX：0947-46-0124

電子メール：[siminkyoudou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp](mailto:siminkyoudou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp)

みんなでまちづくり！  
活動の輪を広げよう！！  
登録してね！！！！

